

みんなのWa!

第6号





男女共同参画 について考えよう！！



寄居町男女共同参画推進懇話会委員^{注1}が、男女共同参画をテーマに、町内の様々な分野で活躍している女性代表として、衛生委員の石川由美子さん、更生保護女性会の長谷河由喜江さんと対談を行いました。

注1) 町の男女共同参画推進プランに基づいて実施される町政全般の施策について、町民の意見を反映させるために設置されました。意見交換の結果を町長に報告したり啓発活動等を行っています。



平倉地区衛生委員の石川由美子さん。お子さんの幼稚園、学校において、PTA会長等を務めるなど、地域で活躍されています。



寄居地区更生保護女性会員として、保護司と連携し、保護観察処遇等の協力活動をされている長谷河由喜江さん。平成30年3月から令和3年3月まで寄居町ふるさとサポーターとしても、活躍されていました。

そもそも！

・・・男女共同参画とは・・・

全ての個人一人ひとりが性別にとらわれず、互いに尊重し、自らの意思に基づき、社会のあらゆる場面で個性と能力を活かし、自分らしく輝ける多様性に富んだ豊かで活力ある社会をいいます。

家庭では

家族全員が互いに協力し合って、家事・子育て・介護などを行っている。

子育てでは

子育て家庭にとって、多様なサービスが活用でき、安心して子どもを産み育てられる環境が整っている。

学校では

一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育が行われ、互いの個性が尊重される。個人の能力と適正に応じた進路指導が行われる。

地域では

自治会、PTAや自主防災などの地域活動において、性別を問わず誰もが共に参画し、住みよい地域づくりをしている。

職場では

雇用における男女の均等な機会と待遇が確保されている。男女共に、育児休業や介護休業がとりやすいなど仕事と家庭生活のバランスのとれた職場環境が実現している。

介護では

必要に応じて、多様な介護サービスが活用でき、家族が協力して介護を行う。



対談で出た意見



男性の育児休業取得についてどう思う？

昔は女性でも、育休は取りにくかったけど、今は男性でも取得できる雰囲気になった😊

職場によって、取得状況に偏りがあるので、国がサポートしていかなくてはいけないのでは…

実際に1年間取得してみたが、育児に参加できてとても良かった！



古くからある良い習慣は残して、時代に合わせた新しい考え方を持つことが大事！

女性が様々な場面で輝くには？

適材適所！それぞれの家庭にあったライフスタイルを実現するために家族にも協力してもらうことが大切😊

家庭、地域、職場でも自分が正しいと思ったことをやりとげよう！



男女共同参画について

そもそも「男女共同参画」という言葉自体が、女性を別視しているのでは？

男性だから、女性だからということではなく、個々の人間として良い方向に向かっていくことが大切！

今の若い世代は平等が当たり前。みんなで協力し合っていないと生きていけない時代。



この度も対談形式にて30代から世代ごとに5人の方々にテーマごとにご意見を頂き、新鮮な気持ちで、会が進み有意義な対談が出来ました。

どうぞ皆様もご自分の意見を交えながら読んで頂けたら幸いです。



豊田会長

何かをする時に女性がためらってしまう場合が多いと感じます。男女が相互に協力し、家庭・職場・生活を地域が後押しして、

様々な活動に積極的に参加出来る仕組み作りも大切だなと感じました。



増田委員

年代や地域によって男性、女性の見方に大きな差があると感じました。今後私たちのような子育て世代が上の方に訴え、また

下の世代にしっかりと男女平等について伝えていくことが大切だと思いました。



大屋委員

DVの「暴力」ってどんなこと？

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある人からふるわれる暴力のことです。暴力は殴る・蹴るだけではありません。該当するものがないかチェックしてみましょう。

また、子どもがいる家庭での夫婦間での暴力は子どもへの心理的虐待にあたり、子どもの健やかな成長発達に多大な影響を及ぼすおそれがありますので絶対にやめましょう。

□身体的暴力

殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばす、刃物を振りかざすなど

□経済的暴力

必要な生活費を渡さない、仕事を無理やり辞めさせて経済的に弱い立場に立たせるなど

□精神的暴力

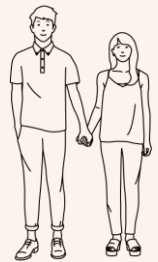
交友関係や毎日の行動を細かく監視する、「誰のおかげで生活できるんだ！」「役立たず！」等の暴言、何を言っても無視するなど

□性的暴力

望まない性行為の強要、避妊に協力しないなど

□子供を利用した暴力

子どもへの加害をほのめかす、子どもに被害者が悪いと思わせるなど



DVに関する相談先

With Youさいたま

(埼玉県男女共同参画推進センター)

電話：048-600-3800

月～土 10:00～20:30 (祝日・第3木曜日・年末年始を除く)

埼玉県婦人相談センター

電話：048-863-6060

月～土 9:30～20:30

日・祝 9:30～17:00 (年末年始を除く)

寄居警察署 生活安全課

電話：048-581-0110

緊急の場合は迷わず110番へ！

DV相談ナビ

電話：#8008 (#はれれば)

※最寄りの相談機関につながります

DV相談+ (プラス)

電話：0120-279-889 (つながりやすく)

※24時間受付

SNS・メールでの相談 <https://soudanplus.jp/>

※メール相談 24時間受付

SNS相談 12:00～22:00

女性の人権ホットライン

(さいたま地方法務局人権擁護課)

電話：0570-070-810

月～金 8:30～17:15

寄居町 人権推進課

電話：048-581-2121 内線411・412

月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝日を除く)